

能代市ホームページバナー広告表現ガイドライン

(目的)

第1条 能代市ホームページ(以下「市ホームページ」という。)に民間事業者等のバナー広告を掲載するあたり、ページデザイン及びユーザビリティの保持に関し、必要な事項を定めるものとする。

(禁止表現)

第2条 次の表現を含んだバナー広告は、ユーザーの意思に反した動きをしたり、ユーザーに誤解を与えたりする恐れがあるため禁止とする。

- (1) 「×」「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
- (2) アラートマーク(あたかも警告を発しているかのような誤解を与えるもの)
- (3) ラジオボタン(あたかも選択が可能なような誤解をあたえるもの)
- (4) テキストボックス(入力できるように見えるもの)
- (5) プルダウンメニュー(下に選択肢があるように見えるもの)

(市ホームページとの区分)

第3条 次の表現については、ユーザーが市のホームページのコンテンツの一部であるかのように混同する恐れがあるため禁止とする。

- (1) 市のホームページと類似の色調及び字体を使用するもの
- (2) 「お年よりのための施設ガイド」「教育相談」など市政を連想させる分野において一般的な表現を用いるなど、ユーザーが能代市の事業であると錯誤しやすいもの

(色調)

第4条 文字色と背景色のコントラスト(明度差)は十分にとり、また、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮する。

(解像度)

第5条 文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるよう配慮する。